

令和5年度 第1回 鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議

日時：令和5年7月4日（火）

13：30～15：00

会場：鶴岡市総合保健福祉センター

にこ♥ふる 大会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 新委員紹介

4. 報告

(1) 鶴岡市の自殺の現状、特徴、自殺対策計画進捗状況

資料 1

(2) 令和4年度 of 取組と評価、令和5年度 of 取組

資料 2

(3) いのち支える山形県自殺対策計画【第2期】の概要

資料 3

5. 協議

(1) 鶴岡市こころ元気アップセミナー

資料 4

(2) 鶴岡市こころの健康づくりだより

資料 5

(3) 健康課のこころの健康づくりに関する事業

(4) 鶴岡市での SOS 出し方・受け止め方教育の実施に向けて

資料 6

6. その他

7. 閉 会

令和5年度 鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議 出席者名簿(敬称略)

	団体等名	委員名	備考
1	庄内保健所 精神保健福祉主幹	大谷 慈子	
2	鶴岡地区医師会 事務局局長	土屋 清光	
3	山形県弁護士会 弁護士	脇山 拓	会長
4	山形県司法書士会 鶴岡支部	加藤 吉晴	
5	鶴岡地区薬剤師会 会員	鳥海 良明	
6	鶴岡地域産業保健センター コーディネーター	堀 通博	新規
7	鶴岡商工会議所 理事兼事務局局長兼総務企画課長	七森 玲子	
8	出羽商工会 南部センター長	白幡 俊	
9	山形いのちの電話 理事	後藤 茂	
10	鶴岡労働基準協会 専務理事	廣瀬 陽	副会長
11	鶴岡市保健衛生推進員会連合会 会長	千田 洋子	
12	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 障害福祉部長	菅原 清子	新規
13	鶴岡市社会福祉協議会 櫛引兼朝日福祉センター長	奥山 和行	
14	鶴岡公共職業安定所 統括職業指導官	網中 純子	新規・欠
15	山形県立こころの医療センター 医師	米野 宏和	欠
16	鶴岡警察署 生活安全課長	鈴木 雄介	欠
	鶴岡警察署 生活安全係長	小林 祐史	代理
17	高等学校教育研究会田川支部保健養護部会 庄内農業高校	足立 優紀	
18	鶴岡市養護教諭部会 朝暘第一小学校	佐藤 香	新規・欠
19	鶴岡市立庄内病院 公認心理師	柏倉 貢	
20	特定非営利活動法人ぼらんたす 理事	佐藤 一子	新規
21	鶴岡市地域包括支援センター連絡会 健楽園地域包括支援センター 所長	澁谷 玲子	新規

<事務局>

1	健康福祉部長	佐藤 繁義	
2	健康課長	佐藤 正直	
3	健康課高齢保健主査	石井 美喜	
4	健康課高齢保健主査	佐藤 恵美子	
5	健康課高齢保健係高齢保健係長	森 直湖	
6	健康課高齢保健係保健師	熊谷 春菜	
7	健康課高齢保健係保健師	鈴木 杏子	
8	健康課高齢保健係保健師	吉田 光陽	

鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議設置要綱

平成22年11月15日

訓令第30号

改正 平成26年3月31日 訓令第3号

(設置)

第1条 自殺予防対策の推進を図るため、関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）が連携し、総合的に取組む体制を構築することにより、市民のかけがえのない命を救うことを目的に、鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺予防に係る社会的取組に関すること。
- (2) 自殺予防に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺予防に係る総合的な対策の推進に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等の代表者又はその推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・保健・福祉関係機関
- (2) 労働関係機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 法律関係機関
- (5) 地域関係団体等
- (6) 警察関係機関
- (7) 行政関係機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 ネットワーク会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、ネットワーク会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年11月15日から施行する。

(任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成24年3月31日までとする。

附 則

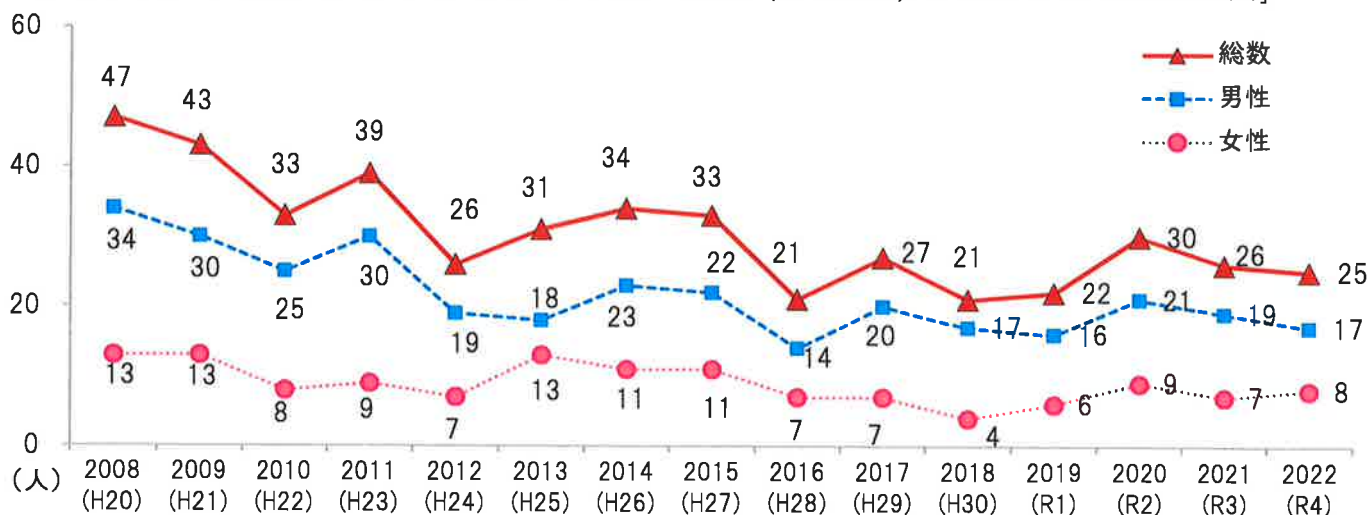
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(1) 鶴岡市の自殺の現状・特徴・自殺対策計画進捗状況

資料 1

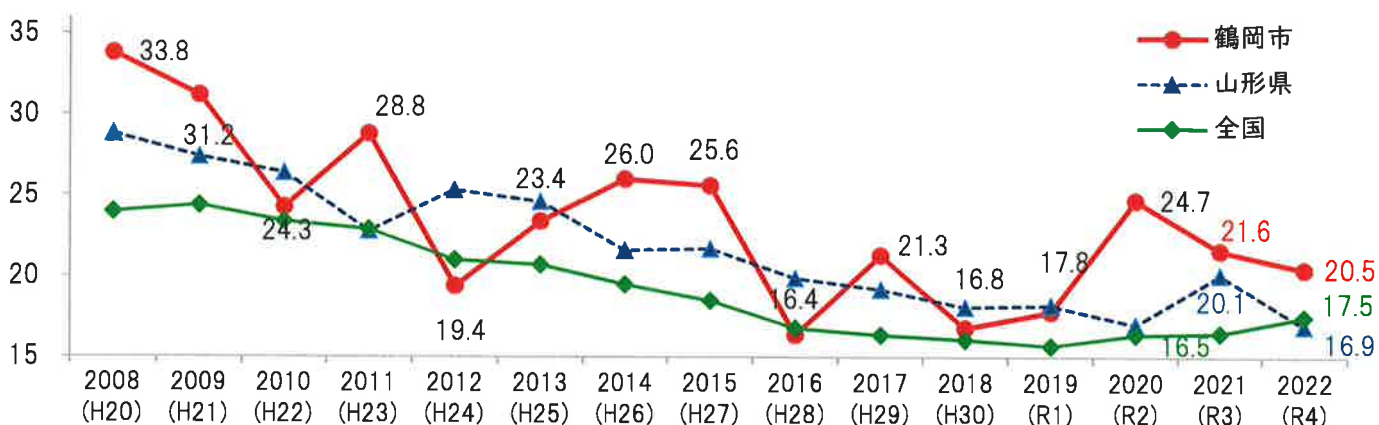
ア 鶴岡市の自殺の現状

①自殺死亡者数の推移 [出典 H20～R3年:人口動態統計(厚生労働省)、R4 地域における自殺の基礎資料]



- 鶴岡市の自殺死亡者数は、過去10年をみると減少傾向であるが、コロナ禍の令和2年は急増した。
- 令和3年は前年より4人減の26人、令和4年は25人で男性が女性の約2倍多い。

②自殺死亡率の推移 (人口10万対) [出典 H20～R3年:人口動態統計(厚生労働省)、R4 地域における自殺の基礎資料]



- 鶴岡市の自殺死亡率は、令和3年21.6、令和4年20.5と低下しているが、県・国と比較すると高く、コロナ禍前の水準まで至っていない。

【参考】人口動態統計(厚生労働省)と自殺統計(警察庁)の相違点

名称	説明	
人口動態統計 (厚生労働省)	対象	日本における日本人
	計上時点	住所地をもとに死亡時点 住所地で計上
	計上方法	自殺、他殺、事故死いずれか不明の時は自殺以外で処理しており、後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合には、自殺に計上しない。
自殺統計 (警察庁)	対象	日本における外国人も含む
	計上時点	死体発見時点(認知時点) 住居地(住所地ではない) 発見地でそれぞれ計上
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上。

自殺統計:警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から「地域における自殺の基礎資料」として公表されている。

イ 鶴岡市の自殺の特徴 (地域自殺実態プロフィール 2022 より)

鶴岡市(住居地)の2017~2021年の自殺者数は合計123人(男性88人、女性35人)であった。
(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)

■ 地域の主な自殺者の特徴：優先課題「高齢者」・「生活困窮者」・「勤務・経営」

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	21	17.1%	41.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40~59歳有職同居	15	12.2%	23.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	15	12.2%	16.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	9	7.3%	107.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性 60歳以上有職同居	9	7.3%	20.6	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意。

① 自殺者の年代別・職業の有無・同独居について

性別	年齢階級	職業	同独居	自殺者数(人)	割合(%)	全国割合(%)
男性	20~39歳	有職者	同居	8	6.5	6.0
			独居	2	1.6	3.9
		無職者	同居	5	4.1	4.2
			独居	3	2.4	2.1
	40~59歳	有職者	同居	【2位】 15	12.2	10.0
			独居	4	3.3	4.5
		無職者	同居	5	4.1	4.6
			独居	3	2.4	4.1
	60歳以上	有職者	同居	【5位】 9	7.3	4.0
			独居	2	1.6	1.6
		無職者	同居	【1位】 21	17.1	11.6
			独居	【4位】 9	7.3	7.3
女性	20~39歳	有職者	同居	0	0.0	1.8
			独居	1	0.8	1.0
		無職者	同居	2	1.6	2.9
			独居	0	0.0	0.9
	40~59歳	有職者	同居	2	1.6	2.4
			独居	0	0.0	0.6
		無職者	同居	5	4.1	5.1
			独居	2	1.6	1.4
	60歳以上	有職者	同居	3	2.4	0.8
			独居	0	0.0	0.2
		無職者	同居	【3位】 15	12.2	8.7
			独居	2	1.6	4.1
合計				118	-	-

資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計。

20歳未満及び年齢、職業、同独居の不詳5人含まず。

②有職者の自殺の内訳

職業	自殺者数(人)	割合(%)	全国割合(%)
自営業・家族従業者	9	19.6	17.5
被雇用者・勤め人	37	80.4	82.5
合計	46	100.0	100.0

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計。性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

- 有職者のうち、被雇用者・勤め人の割合が約8割と高い。

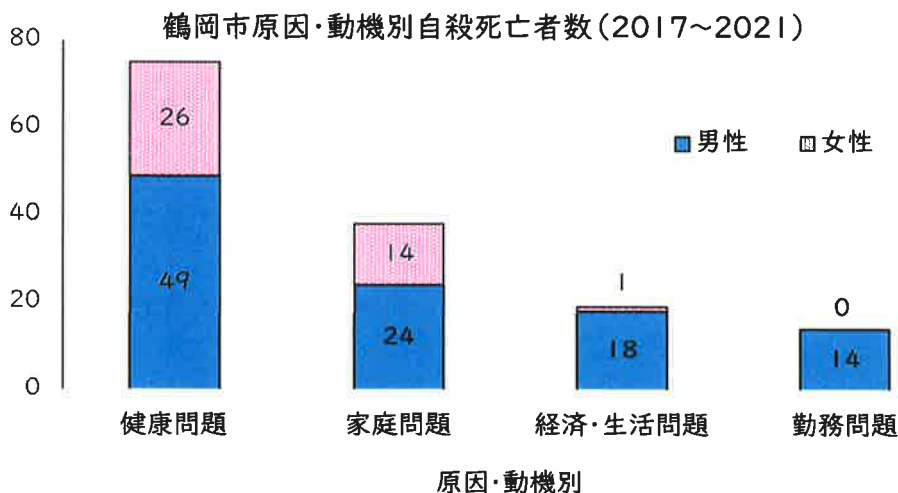
■高齢者関連：60歳以上の自殺の内訳（同居の割合）

同居人の有無		自殺者数(人)		割合(%)		全国割合(%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	11	9	18.0	14.8	14.0	10.4
	70歳代	10	1	16.4	1.6	15.0	8.0
	80歳以上	9	1	14.8	1.6	11.5	5.0
女性	60歳代	6	1	9.8	1.6	8.7	2.8
	70歳代	5	0	8.2	0.0	9.1	4.3
	80歳以上	7	1	11.5	1.6	6.9	4.3
小計		48	13	78.7	21.2	65.2	34.8
計		61		100.0		100.0	

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

- 各年代で「同居人ありの方」が多く、全体で約8割であり全国よりも高い。

■原因・動機別の自殺の状況 <警察自殺統計>



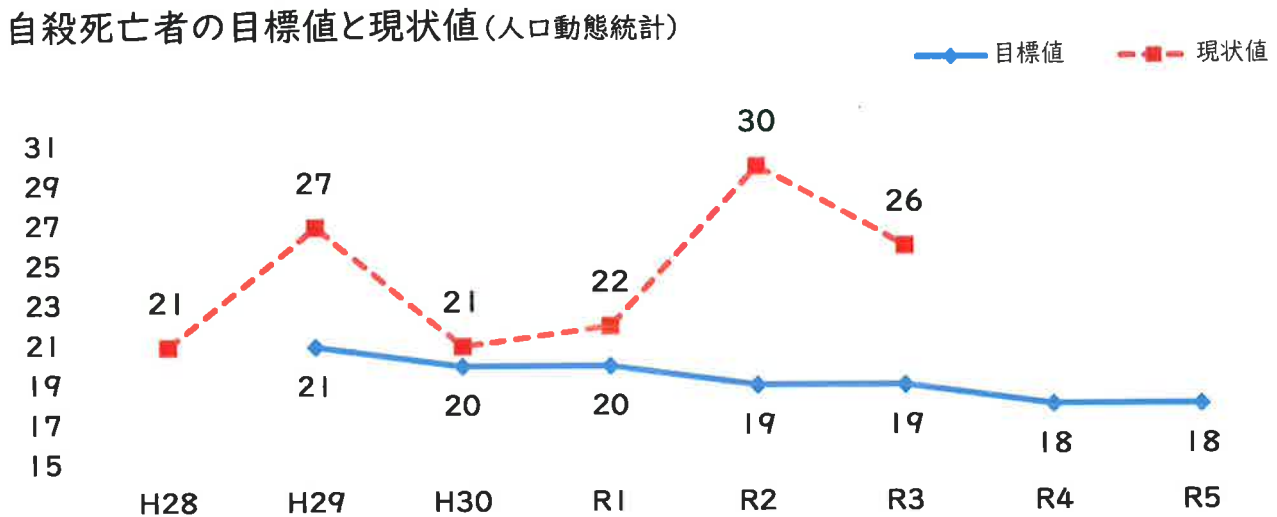
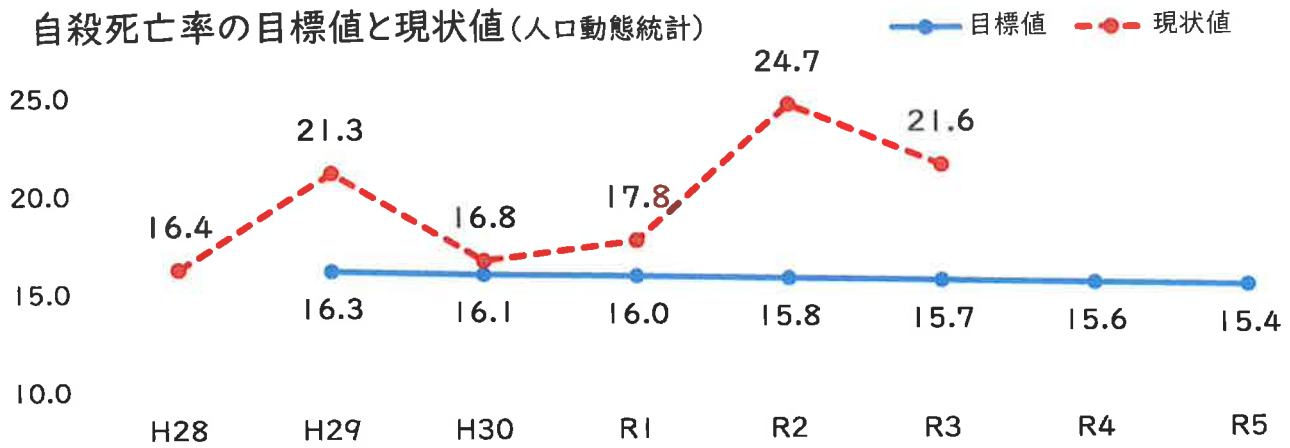
*原因・動機別の計上については、遺書等の自殺を裏付ける資料があり、明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき最大3つまで計上しているため、原因・動機の和と自殺者数は一致しない。

- 「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の順となっている。
- 「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている」と言われており、総合的に対策を進める必要がある。

ウ 「いのち支える鶴岡市自殺対策計画」進捗状況（令和5年6月）

* 計画の数値目標進捗状況

①令和5(2023)年の自殺死亡率を15.4以下、自殺死亡者数18人以下を目指します。



- 本市では、平成19年度から自殺対策に取り組み、平成30年度に自殺対策計画を策定。平成28年を基準年とし、目標値を設定している。
- 人口動態統計の令和3年は、自殺死亡率21.6で目標値15.7より高く、自殺死亡数は26人で、目標値19人より多い。

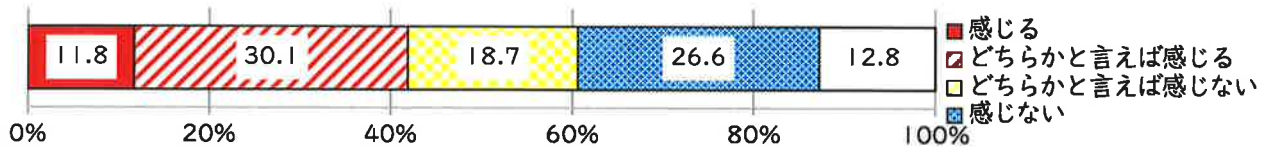
(令和4年の人口動態統計の公表については、翌々年のため未掲載)

②悩みを抱えたり・ストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすること
 ためらいを感じる人の割合 40.0%以下を目指します。

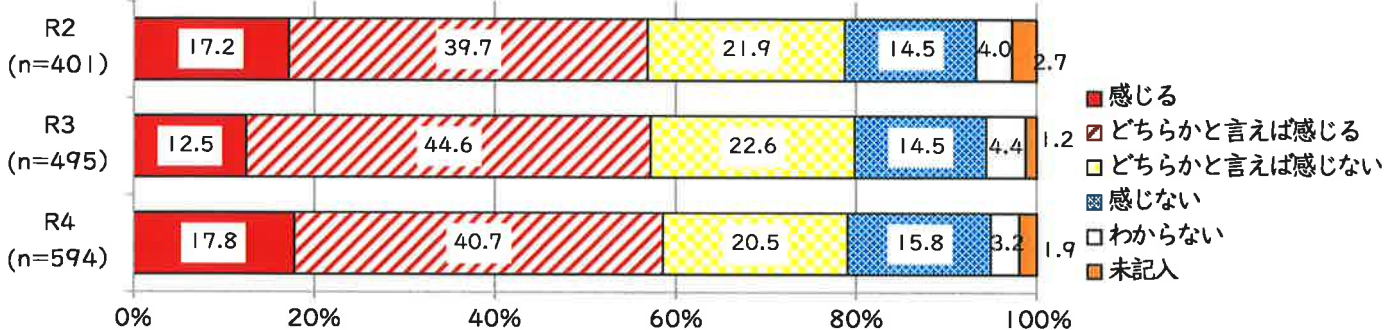
【参考】平成28(2016)年厚生労働省自殺対策推進室調査結果 46.9%

平成29(2017)年鶴岡市健康意識・行動調査結果 41.9%

<図1 相談や助けを求めることへのためらい 出典:鶴岡市健康意識・行動調査(平成29年9月実施)>



<図2 相談や助けを求めることへのためらい 出典:鶴岡市こころの健康づくり出前講座等アンケート結果>



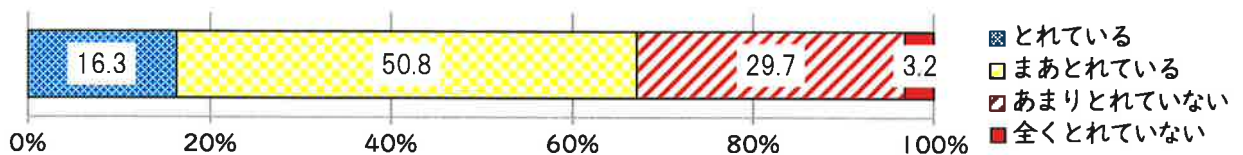
➤ こころの健康づくり出前講座等で実施したアンケート結果では、「悩みを抱えたり・ストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることのためらいを感じる」と回答した割合は、令和4年度 58.5%で、平成29年鶴岡市健康意識・行動調査結果 41.9%より高く、年々増加傾向であり、目標値 40%以下を達成していない。

③いつもの睡眠で休養がとれていないと思う人の割合 30.0%以下を目指します。

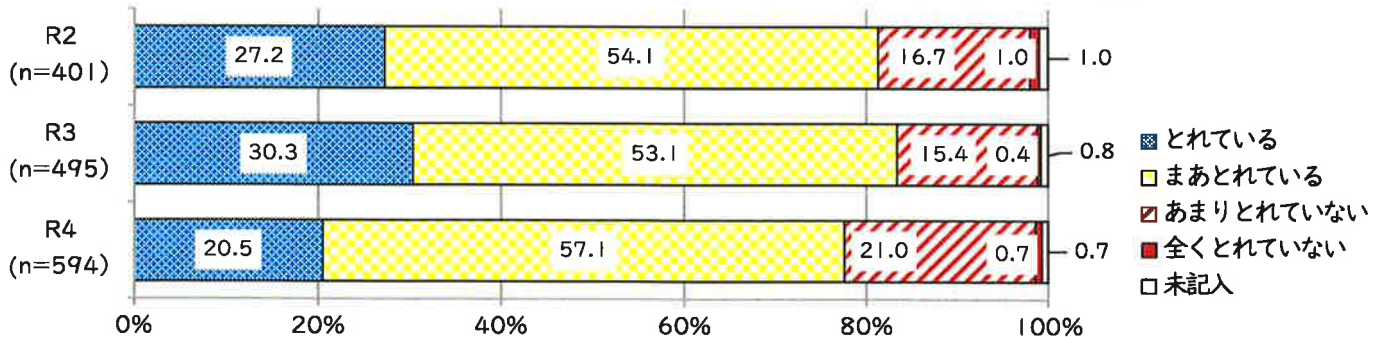
【参考】平成28(2016)年国民健康・栄養調査結果 19.7%

平成29(2017)年鶴岡市健康意識・行動調査結果 32.9%

<図3 睡眠で休養がとれているか 出典:鶴岡市健康意識・行動調査(平成29年9月実施)>



<図4 睡眠で休養がとれているか 出典:鶴岡市こころの健康づくり出前講座等アンケート結果>



- こころの健康づくり出前講座、重点地区事業等で実施したアンケート結果では、「睡眠で休養がとれていない」と回答した割合は令和4年度21.7%で、平成29年鶴岡市健康意識・行動調査結果32.9%より低く、目標値30%以下を達成している。

【参考】

- 令和4(2022)年県民健康・栄養調査結果報告書(速報版)
健康と生活習慣に関するアンケート調査 n=6,420人(うち鶴岡市民584人)より
質問「ここ1か月間、睡眠で休養が十分にとれているか」について、「あまりとれていない」「全くとれていない」と回答した割合は21.6%(男女別:男性19.7%、女性23.9%)で、年齢階級別に見ると、男女ともに50歳代が最も高く男性25.7%、女性31.6%。
- 今年度「鶴岡市保健行動計画 健康意識・行動調査」を実施。(市広報8月号等に実施について掲載。8/1~8/30実施)
- 調査項目に「睡眠、休養、ストレス」に関して11の質問を入れており、目標指標となっている質問項目「悩みを抱えたり・ストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか」「いつもの睡眠で休養がとれているか」の2つの割合を見ていく。

(2) 令和4年度の取組と評価、令和5年度の取組

資料 2

ア 基本施策

【事業実施目標 評価】

A:達成(100%以上) B:概ね達成(80%以上)
C:一部達成(50~79%) D:未達成(50%未満)

1. 地域におけるネットワークの強化

- 鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議等において、関係機関の連携を強化し、社会全体での取組を推進します。
- 庁内自殺対策の関係課が、関係施策との有機的な連携を図り、総合的に推進していきます。
- どこに相談しても適切な相談場所につないで支援していけるように、連携の強化に努めます。

1) 地域における連携・ネットワークの強化

- 鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議を2回実施した。市の自殺の現状と自殺対策計画進捗について確認し、所属団体や市の自殺予防に関連する取組について共有・協議した。
- 9月は薬剤師会、3月はハローワークを通して啓発ティッシュの配布を行うなど、ネットワーク委員関係機関の連携を強化し取組を推進することができた。

2) 庁内における連携・ネットワークの強化

- 庁内自殺対策関係課推進会議を1回、対面とオンラインのハイブリッド方式にて実施した。庁内各課の自殺対策に関連する取組の現状と課題、市民の困りごと・相談を適切な相談場所につないで支援するための庁内連携と現状を情報共有した。
- 関係課が連携して総合的に推進する、どこに相談しても適切な相談場所につないで支援するための連携の強化を図ることができた。

3) ひきこもり支援に関する連携・ネットワークの強化

- 若者ひきこもり支援実務者会議2回、若者ひきこもり支援方針会議6回を実施した。会議を通して関係機関との意見交換や情報共有を図ることができた。

【事業実施目標】

指標	目標値(R5)	目標設定の考え方	R4年度実施状況(累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議の開催	10回	毎年2回	年2回(8回)	A	市で実施する事業の協議、関係機関の取組の情報共有を図り、共同で取り組む。また周知に協力し合うなど今後さらに連携を強化し、地域全体での取り組みを推進する。
鶴岡市自殺対策関係課推進会議の開催	5回	毎年1回	年1回(4回)	A	こころのサポーター研修を合わせて実施し、関係課が連携して総合的に推進する。庁内のどこに相談しても適切な相談場所につないで支援するための連携の強化を図る。

2. 自殺対策を支える人材の育成の強化

- 鶴岡市職員やさまざまな分野に関連する方が、こころのサポーターの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口へ繋ぎ支援できるようにします。
- 市民誰もが、互いに、こころのサポーターとなり、さまざまな悩みや困難を抱える人に早期の気づき、相談窓口へつなげるよう研修会を実施します。

1) こころのサポーター研修会の実施

- 当課主催の研修会として、市職員、関係者（民生児童委員、保健衛生推進員等）、企業、一般市民に対して計17回、参加人数509人に実施した。
- 特定非営利法人ぼらんたすでは、地域住民対象に「傾聴講座」を実施し、一人ひとりが気づき、見守ることで人任せにしない地域づくりを推進した。
- 市民誰もが、互いに、こころのサポーターとなり、さまざまな悩みや困難を抱える人に早期に気づき、相談窓口へつなげられる人の増加につながった。

2) 相談業務を行う市職員・関係機関を対象とする研修会の実施

- 市職員を対象として、こころのサポーター研修を実施した。こころのサポーターの役割を理解し、相談対応の際に庁内関係部署、関係機関と連携しながら、適切な相談窓口へ繋ぎ支援できる職員の増加が図られた。

3) 地域リーダーの人材育成

- 学区・地区社協等役員・コーディネーター等情報交換会を開催し、福祉協力員について研修した。
- 地域の福祉協力員による「見守り活動」により、安心して暮らせる地域・福祉力の向上につながった。

【事業実施目標】

指標	目標値 (R5)	目標設定の 考え方	R4 年度 実施状況 (累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
こころのサポーター研修参加延べ人数	2,500人以上	年500人以上	509人 (1,826人)	A	関係者や企業以外にも広く市民に「こころのサポーター講座」を実施し、こころのサポーターの役割を担うことができる人の増加につながるよう啓発を継続する。

3. 市民への周知と啓発

○悩みを抱えたりストレスを感じたときは、早めに誰かに相談したり、援助を求めることが適切であるということが共通認識になるよう、普及啓発します。

○睡眠・休養・ストレス等についてのこころの健康づくりの普及啓発、相談窓口の周知を行います。

1) こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

- 自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心に、関係課・関係機関と連携して窓口等へ相談先の周知チラシの設置、図書館では関係書籍の貸出を行うなど、普及啓発を実施することができた。
- 相談先の周知チラシには二次元バーコードを掲載し、情報を得やすい工夫をすることで、悩みを抱えたりストレスを感じたりしたときは早めに相談することの意識啓発が図られた。

2) 市民向け講演会などの開催

- 健康課・鶴岡市社会福祉協議会・庄内保健所・庄内病院で市民向け講演会を開催した。
- 地域に出向いた少人数の団体への実施や、オンラインの併用した全市的な講演会まで、様々な形で実施したことで、どの講演会も前年度より参加人数が増え、幅広い層への普及啓発につながった。

3) メディアを活用した啓発活動

- 市ホームページ・Twitter・Facebook で、こころの健康づくり・相談窓口の周知をしたり、新規に市LINEや市民課窓口行政モニターで音声付での啓発を実施した。
- 特定非営利法人ばらんとすでは、インターネット等を活用した啓発活動を実施しており、ホームページを見て、研修会やこころの健康相談の申し込みがあり、こころの健康づくり・相談窓口の周知と啓発につながっている。

【事業実施目標】

指標	目標値 (R5)	目標設定の 考え方	R4 年度 実施状況 (累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
市民向け講演会 (こころのサポーター研修を除く) 参加延べ人数	5,000 人以上	年 1,000 人以上	962 人 *健康課 実施分 (4,693 人)	B	令和3年度(674人)より参加者288人増。 関係課・関係機関と連携して、市民への周知と啓発ができた。次年度も連携を強化して、市民への周知と啓発を行う。

4. 生きることの促進要因への支援

- 相談体制の充実と、支援策・相談窓口情報をわかりやすく発信します。
- 孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくりと周知を図ります。
- 自死遺族の方へのこころの健康相談と他機関が実施している事業を紹介します。

1) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

- 関係課・民生児童委員協議会連合会・鶴岡市社会福祉協議会・山形県立こころの医療センター・山形県弁護士会・鶴岡地区薬剤師会・鶴岡地域産業保健福祉センター・特定非営利法人ぼらんたすが相談・支援を行った。
- 相談内容により、自殺への抑止力になるよう意識して相談に応じる、関係課・関係機関の紹介・案内、相談窓口チラシ・ポスターの設置を行った。

2) 居場所づくり

- 社会福祉協議会や特定非営利法人ぼらんたすで、感染対策を講じた上で居場所づくりや活動支援を行った。

3) 遺された人への支援

- 自死遺族の相談に応じ、庄内保健所、精神保健福祉センターで実施している「相談会」「集い」を紹介した。

4) 高齢者への支援の充実

- 長寿と健康を祝い敬老の意を表する、生きがいづくりに寄与する団体等を支援した。

5) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

- 児童・保護者・子育て家庭に対して、相談・子育てに関する講話・保育・経済的支援・育児サークル支援等を実施し、育児の孤立化や不安の軽減・虐待防止を図った。

6) こどもの発達に関わる支援の充実

- こどもの発達に関わる相談・支援・研修を実施し、不安の軽減や一人で抱え込まず子育てできるよう支援した。

7) 障害者への支援の充実

- 障害者に対し、必要な相談・支援を通年実施した。

8) その他の生きる支援事業

- 関係各課が「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組を行った。

イ 重点施策

【事業実施目標 評価】

A:達成(100%以上) B:概ね達成(80%以上)
C:一部達成(50~79%) D:未達成(50%未満)

1. 高齢者対策

高齢者は、身体機能の低下や身体疾患にかかりやすいため、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域福祉力の強化などの施策と連動した事業の展開を図ります。

1) 包括的な支援のための連携推進

- 関係課・関係機関との情報交換・事例検討・会議・研修会等を通じ、庁内関係課の連携推進、医療・介護・福祉の多職種・関係機関の連携推進と地域課題の発見と共有を図ることができた。
- 鶴岡地区医師会、荘内病院(緩和ケアサポートセンター鶴岡・三川)では、地域の医療介護従事者の連携、ケア向上のための研修会を行い、家族の心のケアを学ぶ機会を提供した。
- 通いの場や地域の支え合い活動等について市民への周知・活動の継続意欲の向上、住民主体の生活支援・介護予防の普及・推進を図ることができた。

2) 高齢者の健康不安を軽減する取組

- 健康教育・健康相談等の実施により、高齢者の健康不安の軽減を図ることができた。

3) 高齢者の孤独・孤立の予防と社会参加の強化

- 地域全体で支え合う取り組みを実施し、高齢者自身の持つ能力を活かしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが推進された。
- 介護予防活動に取り組む団体・老人クラブ等に助成等を実施し、高齢者の社会参加と心豊かに生きがいを持って生活することの推進が図られた。

4) 高齢者の生活不安を軽減する取組

- 民生児童委員による友愛訪問はコロナ禍により休止せざるを得なかった期間・地域もあったが、電話による相談活動により支援の継続ができた。
- 安心カードの設置、緊急通報システムによる見守りサービス、弁護士会による電話相談、日常生活用具給付、灯油購入費助成、雪下ろし費用補助等により、生活不安の軽減を図ることができた。

5) 日常生活に支援・介護が必要な方への支援

- 地域全体で支え合う取組、介護保険制度の適正な推進、鶴岡地区薬剤師会による在宅訪問服薬指導等の日常生活に支援・介護が必要な方への支援を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが推進された。

6) 家族の介護をしている方への支援

- 家族介護者交流会支援、重度の介護を必要とする高齢者を在宅で介護している家族に慰労金を支給する等、在宅で家族の介護をしている方を支援した。

7) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

- 認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症カフェ、認知症初期集中支援事業、認知症高齢者等登録事業、認知症高齢者等見守りサービス、認知症サポーター養成事業を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進した。

【事業実施目標】

指標	目標値 (R5)	目標設定の考え方	R4 年度実施状況 (累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
介護保険事業所職員等のこころのサポーター研修会の実施	15 回以上	年3回以上	1 回 (12 回)	B	コロナ感染対策の影響もあり、介護保険事業所職員等を対象としたこころのサポーター研修会を実施する機会は少なかった。 高齢者対策として、こころのサポーターの役割を担うことができる人の増加につながる啓発を引き続き実施する。
7 期:住民主体で継続的に介護予防に取り組む「通いの場」づくり→ 8 期:「いきいき百歳体操」週 1 回実施団体	148 団体	第 8 期介護保険事業計画に基づく (令和3年: 128 団体、毎年 10 団体増加)	134 団体	A	週 1 回以上百歳体操を実施している通いの場づくりは 134 団体だが、月 2 回など回数は少ないが定期的に百歳体操を実施している団体は 160 団体に達している。引き続き住民主体で継続的に介護予防に取り組む「通いの場」づくりを継続し、閉じこもりや抑うつ状態の予防に取り組んでいく。

2. 生活困窮者対策

生活困窮の背景として、失業、多重債務、発達障害、知的障害、ひきこもり、介護など多様な問題を、複合的に抱えることが多い傾向です。生活困窮者自立支援部門等と連携し、包括的な生きる支援を図っていきます。

1) 生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携を図る

- 生活困窮者自立支援事業の実施に伴う庁内連携会議は、実施できなかったが、相談を受けた関係課や機関が情報をつなぎ、連携し対応することができた。

2) 多分野他機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援

- 福祉課、社会福祉協議会、山形県弁護士会が連携して、生活困窮者・多重債務者等の相談支援を実施している。

3) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

- 関係課・関係機関が、生活保護の相談や資金の貸し付け、就労支援など、必要な資源に関連する窓口や関係機関に必要時つなぎ、連携をはかりながら個別支援を実施している。

【事業実施目標】

指標	目標値 (R5)	目標設定の考え方	R4年度実施状況 (累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
生活困窮者自立支援事業の実施に伴う庁内連携会議	5回以上	毎年1回以上	0回 (1回)	B	庁内連携会議は実施できなかったが、事務室が市役所内にあることで、関係課より情報提供を受け、対応について紹介を受け、支援が必要なケースについては、連携して対応することができた。

3. 勤務・経営問題の対策

働き盛り世代の方が睡眠で休養をとれるよう、悩みを抱えた人が、できるだけ早期に適切な相談・支援が受けられるよう、関係機関が連携して取り組んでいきます。

1) 勤務・経営に係る支援の充実

- 商工課が、就労相談・紹介、企業向け人材育成事業、企業で働く勤労者の生活資金の低利率融資、経営の安定に支障がある方に対する融資相談と運転資金の低利融資を行った。
- ケースに応じて適切な相談・支援を行い、働き盛り世代の健康増進を図ることができた。

2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 健康課・職員課・鶴岡労働基準協会等でメンタルヘルス研修を実施した。
- 鶴岡地域産業保健センターでは、山形産業保健総合支援センターがホームページにメンタルヘルス対策の研修動画を掲載したことから、その紹介パンフレットを事業所に配布した。
- 鶴岡労働基準協会では、定期健診との抱合せによるストレスチェックの実施啓発を行った。働き盛り世代のメンタルヘルス対策の推進を図ることができた。

【事業実施目標】

指標	目標値 (R5)	目標設定の 考え方	R4 年度 実施状況 (累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
こころの健康づくり出前講座	25 か所 以上	年5か所 以上	5か所 * 健康課 実施分 (22か所)	A	職場・家庭等で、互いにこころのサポーターとなれる人を増やす、相談することにためらいを感じる人の減少を図る、睡眠で休養が取れていないと思う人の減少を図ることが必要である。引き続き、こころのサポーターの役割を担うことができる人の増加につながる啓発を実施する。

4. 子ども・若者に対する対策

若者の抱えやすい課題に着目した支援・自殺リスクを減らす取り組みを、保健・医療・福祉・教育・労働の分野の関係機関が連携して行います。

1) 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援の充実

- 小中学校や高等学校にて、スクールカウンセラー等を活用し相談支援を行った。
- 鶴岡市若者ひきこもり相談や就学相談会を開催し、相談の機会となった。
- 啓発としては、小中高等学校等にこころの健康に関する内容や相談先チラシを配布し、こころの健康について考える機会となったり相談先の周知を行った。
- 特別支援教育講座をリモート形式で実施したり、学級満足度調査結果をいじめ・不登校といった課題の発見や予防に役立て良好な学級集団作りをするための分析や研修等に活用した。

2) 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

- 小中学校と連携し、就学援助と特別支援学級就学補助により保護者の経済負担軽減が図られた。また、保育料の納付について納付相談員が相談に応じ、関係部署と連携して必要な支援につなげることができた。

3) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実

- 保健・医療・子育て・教育等の関係機関が連携し、課題を抱えた若者や家庭へ相談支援を行ったり、必要な支援につなげることができた。

4) 社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組

- 社会教育に関する事業にて、子どもや青少年の多様な体験活動や地域の人との交流機会、地域ぐるみで子育てに関する学習の機会となった。
- 学校保健委員会やすこやかな子どもを生み育てるネットワーク推進員会活動では、保健、医療、教育、地域が連携を図り情報共有や話し合い、啓発活動を行った。

【事業実施目標】

指標	目標値 (R5)	目標設定の考え方	R4年度実施状況 (累積)	評価	今年度の取り組みを踏まえて課題として挙げられること、考えられる工夫、次年度の取組への反映
高等学校生徒へのこころの健康相談窓口の周知ちらし配布	鶴岡市内高校3年生全員	新規	庄内保健所で実施したため市では実施なし	B	庄内保健所で実施したチラシ配布は、対象者や内容が一致していたため市では実施しなかった。次年度も、庄内保健所での実施予定を確認し取り組みを検討する。
小中学校学級満足度調査を活用した居心地のよい学級集団づくり	学級満足度調査で、「悩みを相談できる先生がいる」生徒の割合60%以上	2017(平成29)年度調査結果 59.7%より増加	60% 中1年 60.8% 中2年 59.3% 中3年 59.9% 全国 39.3%	A	左記は、中学校のみの調査項目どの学年も数値は昨年度と比べてほぼ横ばいである。教育委員会として、現在の取組を継続しながらも、学級や学年集団の実態を捉え、適切に対応していく。特に、12年ぶりに令和4年12月に改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、各種研修での周知を行い、その考え方をもとに全ての教育活動を行っていく。生徒指導の4つのポイントである、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成を大事にした学級経営を行っていくよう、指導・助言を行う。

